



野田市制施行75周年記念

結婚記念日等お祝い事業



子どもや孫・ひ孫が、
親や祖父母等の結婚記念日等をお祝いする費用の一部を補助！

上限
3万円

お祝い対象者

- ・結婚記念日等のお祝いをされる夫婦のうち両方またはどちらかが野田市内に住所を有すること。
- ・令和8年3月31日時点で夫婦ともに**75歳以上**で、お祝い日に健在であること。

申請者

- ・対象夫婦の**子ども・孫・ひ孫** ※市外在住可

対象費用

- ・写真スタジオや観光スポットでの記念撮影代
- ・アルバム作成費用
- ・イラスト代
- ・貸衣装やヘアメイク代
- ※飲食代、旅行費、個人が所有する物品・衣装購入費は対象外
- ※**市内で要した費用のみ**
- ※交付決定通知書の日付以降に支出した費用

お祝い内容例

例1:結婚記念日等のお祝いに写真スタジオや市内観光スポットで記念撮影。

例2:アナログ写真のデジタル処理を含む家族の思い出アルバムの作成。

例3:イラストレーター等に家族全員の似顔絵を描いてもらう。

応募期間

令和7年10月1日(水)

～

令和7年10月31日(金)

【問合せ先】

野田市企画財政部企画調整課
電話：04-7197-5767

野田市HP番号1048680
QRコードをチェック！

